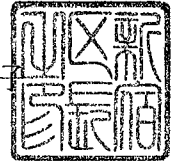




20新総合財第451号
平成20年10月21日

国土交通省道路局長 様

新宿区長 中山 弘子



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日付け国道企第37号にて依頼のありました「今後の道路行政についての意見・提案の提出」について、別紙のとおり回答いたします。

今後の道路行政についての意見・提案

様式①

①道路行政について改善すべき点、要望や提案など

新宿区

道路は、国民生活を支える基本的な社会資本であり、将来残すべき貴重な財産です。今後も道路整備を着実に推進していくため、次のことを要望します。

① 人口の多い都市部に道路整備に関する財源を重点配分すること。

② 道路整備に関する財源の使途を、一層柔軟かつ多様にし、真に必要な都市基盤整備に充当すること。

〈例〉ターミナル駅周辺の歩行系ネットワークの整備

〈例〉道路のバリアフリー化については、具体的に歩道橋のバリアフリー化が望まれており、その整備及び維持管理のための国庫補助の充実。

③ 運用・制度の改善

〈例〉地域の状況に応じて、道路構造や道路の利用方法を柔軟に運用できるような法令整備。

〈例〉地域の付置義務駐車場を受け入れる地下駐車場の設置や、地下歩行者専用道路への賑わい空間(軽店舗等)の付加等について、占使用の適正化、及び国庫補助制度の適用等。

今後の道路行政についての意見・提案

②ー1地域の現状と抱える課題

様式②
新宿区

○現状 新宿区の昼間人口は77万人となっており、主要ターミナルである新宿駅では、1日の乗降客が350万人を超え、東口地域や西口地域、歌舞伎町に代表される繁華街で様々な商業や業務など経済活動がおこなわれています。 また、周辺地域では、学生達が集い活力あふれる高田馬場、歴史の薫る町並みを残す四谷や神楽坂など地域の特色を生かしながら、暮らしとともに文化活動が営まれています。 区内には、神田川や外濠などの水辺空間、新宿御苑や明治神宮外苑などの豊かなみどり等、まちの資源も数多くあり、これら資源を活用し多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路、交通施設等を充実させ賑わい豊かなまちづくりが求められています。	●課題 ・新宿駅周辺では、鉄道や道路の都市機能が集中し混雑することにより、まちの回遊性が損なわれています。 ・まち活性化と魅力向上を図るため道路空間の多様な活用方法について検討し、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。 ・神楽坂、四谷などに代表される歴史を感じさせる路地の保全や歴史を恩ふ坂道など、地域の歴史、まちの記憶を大切にし、潤い豊かな道づくりを検討します。 ・新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごせるよう、また、地球環境に貢献できるよう、人と環境に配慮した道路施設改善を行わなくてはなりません。 ・高齢者社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰でも自由に行動できる人にやさしい都市づくりが求められています。
--	--

1 歩行空間の充実

- 歩行空間の充実を図り、歩きたくなくなる歩行者空間を整備していきます。
- 新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の実現を図ります。
- 地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ等歩行者交通網の整備、拡充を促進します。
- 新宿通りのモール化やオープンカフェ、道路空間の魅力的な活用を検討します。
- 甲州街道(四谷)から新宿駅を抜け新宿中央公園に至る東西の軸と明治通りの南北の軸を、「風のみち(みどりの回廊)」として緑陰ある街路樹などにより充実した歩行空間の整備を進めます。

2 人にやさしい都市への改善

- 駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を進めます。
- 西武新宿線の複々線化による混雑緩和や開かずの踏み切り解消を図ります。
- コミュニティバスの運行等の導入を検討します。
- 新宿駅や高田馬場駅など重点整備地区のバリアフリー化を促進します。
- 新宿、中井駅の駅前広場など交通結節点の整備を推進します。

3 幹線道路及び生活道路の整備

- 渋滞緩和、地域交通の安全のため都市計画道路や生活道路の整備を進めます。
- 都市道路など幹線道路の整備にあたっては、街路樹の整備やバリアフリー化、無電柱化を行い、歩道を快適に利用できる工夫をすることともに、都市の防災性の向上を図ります。
- 生活道路では、歩行者の安全性、快適性に努め、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等により整備を進めます。また、細街路について拡幅整備を行い、防災性の向上をはかります。

4 交通の需要管理

- 円滑な都市交通のため自動車の交通需要の抑制や分散を誘導するとともに、二輪車等の適正な利用を推進します。
- 生活道路における歩行者の安全性の確保のため、交通規制と併せ通過交通及び速度の抑制を図ります。
- 自転車や自動二輪の適正な利用や利用環境の整備を進めていきます。

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項(代表事例、期待する効果評価等)

様式④
新宿区

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
地域活力の向上 都市交通の快適性、利便性の向上	駅周辺地区の公共空間の整備 新宿駅において、東口と西口を結ぶ東西自由通路の整備を鉄道事業者とともに推進します。あわせて、駅前広場の再整備についても検討を行っていきます。 さらに、高田馬場駅周辺についても、だれもが歩きやすく利用しやすい魅力的な空間を創出していきます。 そのため、民間活力を活用した駅周辺整備を促進するため、時限立法である特区制度の継続や、民間を整備主体とした国庫補助事業を拡大充実が求められます。	駅周辺地区の整備を推進することにより、歩行者の回遊性の確保や交通混雑の解消、市街地の活性化を促し、地区の都市空間の快適性を向上させ、「歩きたくなるまち 新宿」の実現が図られます。	
都市交通の快適性、利便性の向上 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 良好な生活空間・自然環境の形成	生活道路の整備 地区計画とあわせた地区内主要道路(幅員8m以上)及び主要区画道路(幅員6m以上)の整備により、歩行者の安全性と快適性を確保したコミュニティ空間の整備を目指します。 そのため、これら小規模な道路拡幅整備の財政措置が必要と考えます。	地区内の交通を適切に処理するのみならず、地区の環境の向上や、震災などの大規模災害時の消防活動が困難な地域の解消が図られます。 買物や散策、交流などの多様な活動が繰り広げられる生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保が図られます。	
都市交通の快適性、利便性の向上 良好な生活空間・自然環境の形成	踏切対策 区内には、西武新宿線の踏切が14箇所あり、すべてがピーク時間の遮断時間40分/時間以上のポトルネック踏切となっています。このような状況の中、都内では、東京都が積極的に連続立体交差事業を推進しています。 このため、連続立体事業の事業化に向けた一層の予算措置が求められます。	鉄道の連続立体交差事業の実施により、交通のポトルネックとなっている多数の踏切を同時に除去することにより、車の渋滞や地域の分断を解消し、都市再生の推進が図られます。 また、踏切内における人身事故等が減少し、特に高齢者、障害者の安全性、利便性の向上が図られます。	
都市交通の快適性、利便性の向上 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 良好な景観の形成	道路の無電柱化整備 無電柱化については、本年度より、区主体で本格的に事業着手し、現在、3路線を計画しています。幅員のあまり十分でない区道においても、展開していきたいと考えています。 国庫補助等のより一層の支援拡大と、簡易な構造での技術開発、諸手続きの簡素化などを要望します。	新宿区は、7月から景観行政団体となっており、美しい都市景観の創出に寄与するとともに、災害に強いまちづくりにつなげていきます。	

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
都市交通の快適性、利便性の向上 大規模な地震、火災に強い国土づくり等	都市計画道路の整備 新宿区の南北結ぶ骨格的な路線である都市計画道路補助第72号(新宿駅東口～高田馬場駅付近)の未開通区間を重点的に整備を行います。 また、同時に電線類を地下に埋設し無電中化を図るものです。 整備促進のため国庫補助等、より一層の支援をお願いします。	道路の整備により新大久保駅周辺地域の活性化、住宅街の通過車両抑止、近隣学校の通学路の安全性の向上、明治通り及び小滝橋通りなど周辺道路の渋滞緩和が図られます。	
水害等の災害に強い国土づくり 地球温暖化の防止	環境に配慮した道路整備 遮熱透水性舗装等の多機能舗装の施工によりヒートアイランドの抑止を目指します。また、間伐材を利用した木製防護柵の設置を進めます。 環境に配慮した事業に対する重点的な補助制度(総括的な補助など)を要望します。	新宿区における国道や都道、区道の公道面積は区全体面積の17.6%を占めています。この公共財産を利用し災害や環境問題に積極的に関与し雨水流出抑制による都市型水害の防止や都市部のヒートアイランド現象による温暖化対策、またゲリラ豪雨の発生抑止について総合的に取り組むものです。	
地域活力の向上	道路空間を活用した地域活動の促進 道路空間等の空間を活用したオープンカフェを新宿東口モア4番街で実施しており、今後も継続した展開を考えています。 地域におけるルール等、法的に担保できる柔軟な仕組みが必要と考えます。 また、新宿通りのモール化について検討を進め、来訪者が安心してゆったり買い物等ができる空間づくりを目指します。	通年を通してオープンカフェを実施することにより、道路の環境改善にやくだっているとともに、まちの活性化と魅力向上が図られています。 このことは、道路空間の新たな使い方を示す例と考えています。	
良好な生活空間の形成	自転車・自動二輪車環境の整備 自転車や自動二輪の適正な利用を推進していくため、啓発活動等を進めるとともに、道路空間を利用した駐輪場・駐車場、自転車専用道等の整備を推進していきます。 そのため、地域の実情等を加味した道路占用基準等の弾力的な運用が必要と考えます。	違法駐輪等の軽減により、歩きやすい歩行空間を確保されることはもとより、まちの景観向上が図られています。また、自転車利用環境を改善することにより、環境負荷の少ない交通手段への転換を促進します。	